

保健医療福祉協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 地域における保健・医療・福祉関係者から広く意見を聴取し、地域の実情を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、健康で安全な地域づくりを推進するため、二次保健医療圏（以下「医療圏」という。）ごとに保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 保健医療計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (2) 地域の保健医療施策の総合的な推進に関する事項
- (3) 保健・医療・福祉の連携に関する事項
- (4) 保健所の運営に関する事項
- (5) その他、保健医療施策の充実に関し必要な事項

(組織及び任期)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

- 2 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者及び住民その他の地域の関係者等地域の意見を反映できる者のうちから、県議会議長の推薦又は協議会事務局の選任に基づき、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、これを妨げない。

(運営)

第4条 協議会は、医療圏ごとに設置するものとし、名称並びに事務局は別紙のとおりとする。

(会長、副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会議は、年1回以上行うものとする。
- 3 協議会は、必要があると認める時は、会議において関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、事務局となった保健所において処理する。

(会議の報告)

第8条 会議の内容及び結果については、会議終了後、すみやかに医療政策課へ報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して事項の追加及び変更の必要が生じたときは、医療政策課並びに各協議会で協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年1月12日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成19年9月19日から施行する。

2 当分の間、改正後の保健医療福祉協議会設置要綱第3条第1項に定める委員数について、特に考慮すべき事情があるときは、協議会事務局と医療政策課で協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別 紙)

二次保健医療圏	協議会名	事務局
水戸	水戸保健医療福祉協議会	中央保健所
常陸太田 ・ひたちなか	常陸太田・ひたちなか保健医療福祉協議会	ひたちなか保健所
日立	日立保健医療福祉協議会	日立保健所
鹿行	鹿行保健医療福祉協議会	潮来保健所
取手・竜ヶ崎	取手・竜ヶ崎保健医療福祉協議会	竜ヶ崎保健所
土浦	土浦保健医療福祉協議会	土浦保健所
つくば	つくば保健医療福祉協議会	つくば保健所
筑西・下妻	筑西・下妻保健医療福祉協議会	筑西保健所
古河・坂東	古河・坂東保健医療福祉協議会	古河保健所